

平成25年12月16日（月曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成25年第4回松島町議会定例会会議録(第1号)

出席議員(14名)

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	片山正弘君
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	櫻井公一君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	大橋健夫君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部祐一君
震災復興対策監	小松良一君
総務管理班長	太田雄君

教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	櫻 井 光 之 君
代 表 監 査 委 員	清 野 精 維 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 進 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日 (月曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 仮議席の指定

〃 第 2 議長の選挙

〃 第 3 副議長の選挙

〃 第 4 議席の指定

〃 第 5 会議録署名議員の指名

〃 第 6 会期の決定

1 2 月 1 6 日から 1 2 月 2 0 日まで 5 日間

〃 第 7 諸般の報告

〃 第 8 常任委員の選任

〃 第 9 議長の常任委員の辞任

〃 第 1 0 議会運営委員の選任

〃 第 1 1 議会広報発行対策特別委員会の設置

〃 第 1 2 宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙

〃 第 1 3 塩釜地区環境組合議会議員の選挙

〃 第 1 4 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙

〃 第 1 5 吉田川流域溜池大和町外 2 市 4 ヶ町村組合議会議員の選挙

〃 第 1 6 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

〃 第 1 7 報告第 8 号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

〃 第 1 8 報告第 9 号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

〃 第 1 9 報告第 1 0 号 平成 2 4 年度松島町教育委員会教育行政点検評価について

〃 第 2 0 議案第 1 0 5 号 松島町役場の位置を定める条例の制定について (提案説明)

- 〃 第 2 1 議案第 1 0 6 号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 2 2 議案第 1 0 7 号 松島町営住宅条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 2 3 議案第 1 0 8 号 松島町都市計画審議会条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 2 4 議案第 1 0 9 号 塩釜地区消防事務組合理約の変更について（提案説明）
- 〃 第 2 5 議案第 1 1 0 号 塩釜地区環境組合の解散及び財産処分について（提案説明）
- 〃 第 2 6 議案第 1 1 1 号 建設工事委託に関する協定の締結について（提案説明）
- 〃 第 2 7 議案第 1 1 2 号 平成 2 5 年度松島町一般会計補正予算（第 6 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 8 議案第 1 1 3 号 平成 2 5 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 9 議案第 1 1 4 号 平成 2 5 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）
- 〃 第 3 0 議案第 1 1 5 号 平成 2 5 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）
- 〃 第 3 1 議案第 1 1 6 号 平成 2 5 年度松島町水道事業会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- 〃 第 3 2 議案第 1 1 7 号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議会事務局長（佐藤 進君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本定例会は、一般選挙後初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の片山正弘議員を紹介いたします。

○臨時議長（片山正弘君） 皆さん、おはようございます。ただいま紹介いただきました片山でございます。私が69歳ということで一番年長ということになりましたので、暫時の間、仮議長を務めさせていただきますので、皆さんのご配慮をよろしくお願いいたします。

地方自治法第107条の規定によって、臨時の議長の職務を行うわけではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、平成25年第4回松島町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴人の申し出がありますので、お知らせいたします。松島町

ほか8名の方でございます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（片山正弘君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

お諮りいたします。次に議長選挙を行います。前回の議長選挙に倣い、休憩時に議場内で議長選挙への立候補の意思表示並びに議長候補者の推挙を行いたいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

ここで、暫時休憩といたします。

~~~~~  
(休 憩 中)

○臨時議長（片山正弘君） 休憩中に入りましたので、これより議長選挙の立候補の意思表示並びに候補者の推挙を行います。

その前に、皆様に申し上げます。地方自治法第118条の規定は、公職選挙法の立候補に関する

る規定を準用しておりません。よって、これから行われます立候補表明等は法に基づくものでなく、個人の意思表示にとどまるものであります。したがって、議長選挙におきましては、立候補者及び推挙を受けた方以外の方の氏名であっても記載し投票することはできません。

それでは、議長の立候補者の意思表示等を行いますので、立候補をされる方、または推挙をされる方は、挙手をお願いいたします。2番櫻井公一議員。

○2番（櫻井公一君） 櫻井公一と申します。

前回に引き続いての立候補でございますけれども、震災から来年で3年になりますけれども、震災からの復興、スピードアップ、それから27年度までの中でということではありますが、そういった中で議会の役割、また27年度で終わるわけはございませんので、それ以降の議会としての役割、考え方等々、議員として議長としてやっていきたいと。

また、震災以降、各種団体との意見交換会、一堂に会して行いましたけれども、3年目を迎える来年早々に、そういった方々と3年目を迎えて今どうなのかということもきちんとお話し合い、一般会議を開き、これまでの検証も含めて進めていければなというふうに思っております。

それから、次に、今、議会として企業誘致で村井知事のほうに、議員全員で全会派の方々の署名を置いてきているわけでありまして、これらに関しましても議会として町民との対話を進めながら、いち早く企業誘致に対しての住民の意識向上を持っていきたいと、こういったことも考えながらやっていきたいというふうに思っております。

前回の18名の議員から14名の議員と定数4名削減になったわけでありまして、4名削減になった中での捉え方はこの4年間やってきたわけでありまして、実際今度14名になっての進め方、一致団結した取り組みが必要ということでありまして、議員同士の自由討議も多くなるのかなというふうに思っております。そういったことを考えながらまた進めていきたいと、かように思いましたので、よろしく願い申し上げます。

○臨時議長（片山正弘君） 他にございませんか。（「なし」の声あり）

では、高い席から申しわけございませんが、私、片山正弘も議会改選に伴いまして松島町議会議長選挙に立候補の意思表示をいたすものでありますので、高い席から挨拶を許していただきたいと思っております。

決意の一端を述べさせていただきます。

私は、3.11東日本大震災の復旧・復興を最優先課題として思っており、進めてまいりたいと思っております。

います。今回、18名の議員から定数4名削減となり、14名の議員で住民の福祉向上と町勢発展の負託に応えなければなりません。しかし、震災による復旧・復興は道半ばでございまして、国、県、町の実施計画等は定まっていますが、竣工の時期がいつなのかわからない状況でもあるわけであります。

住民が一番今望んでいることは、この雨水そして豪雨による水の対策だと私は思っております。この件につきましても、議会の皆さんと協議し、そして住民と議会、執行部と議会、各種団体と議会との情報の共有、協働による協議を重視し、町勢発展と通年議会等を念頭に置き、議会運営に積極的に取り組んでまいり所存でございます。

また、今回、新年1月から、現庁舎から仮庁舎に移転するに伴い議会の会議情報が庁舎内には音声のみで一部配信されますが、今は情報化の時代でございまして、インターネットによる送配信が望まれているわけであります。いつでもいち早く情報を提供するに当たっても、私たち議会として、これからの情報提供等について協議をして、よりよい配信に努めてまいりたいと思っております。

それから、議員活動についてであります。やっぱり18人から14名になり、各種の4名の方の少数意見が今まで入っていたものが、今回は14名で、その4名の方の住民の負託に応える重責も私たちには伴うわけであります。そんな中でのこれからの議員活動の中で、広がりつつも、また議員の世代交代等も考えたときに、情報を優先としても、問題についてこれから検討しなければならないのではないかと思っております。

そんな中で私たちに与えられた時間、そしてその検討する時間に当たっても、ここには報酬というものも考えなければ、若い人の出てくる場がないのではないかと、そのように思っておりますので、この辺についても皆さんと協議をしながら進めて、検討課題としていきたいと思えます。

それから、議会の歩みについてであります。私たちは五十年史を十何年前につくりました。しかしながら、今は時代の流れの中で、今回の3.11震災等も含めまして、やっぱり流れ、歴史等についてもきちんと私たち議会として残さなければならないだろうと、そのように思います。まだ3年弱ではありますが、間もなく丸3年になるわけでありますが、この件についても、今から手をつけていかなければ間に合わなくなってくるのかなと、そのように思いますので、この松島町の私たちの議会の歩みであります議会の五十年史等についての追録等についても私は検討していくべきだと、そのように思って、これを進めてまいりたいと、そのように考えております。

この片山正弘はまだまだ皆さんにとっては未熟な者と判断されると思いますが、どうかこの件につきましては、住民の負託に応えるためにも多くの皆さんと情報の共有を図り、そして協働でこれからのまちづくりを進展させなければならないと、私はそう思っておりますので、どうか議員各位の皆さんのご指導、ご支援を賜りまして、また、執行部等について私たちが議会として協議をし、よりよい松島の福祉向上に努めてまいり所存でございますので、どうか議員各位の皆さんのご支援、ご指導をよろしくお願いいたします。

終わります。

他に立候補表明並びに候補者の推挙ございませんね。（「なし」の声あり）なしという声があり、以上で議長選挙の立候補の……（「ちょっと待ってください」の声あり）

○7番（菅野良雄君） これは許されるかどうかわかりませんが、今のお二方の立候補に対して、自分が聞きたいというものがあつたら質問できる機会というのは、ここで許されますか。皆さんにお諮りしてもらって、聞きたいことがあるんですけども。

○臨時議長（片山正弘君） 休憩中ですので、7番菅野議員から言われたことについては何の問題もないと私は判断しております。

○7番（菅野良雄君） お二人に聞きますけれども、前回の議会構成が切れる3カ月ほど前に、委員長手当の報酬アップということで出ました。私は、切れる3カ月前に改正することに反対しました。やっぱりこれは新しく選ばれた方々が責任を持ってきちんと決めるものだと思いますので、当時は反対しました。しかし、世の中はやっぱり進んでおりますし委員長の仕事も大変になっておりますので、やっぱりアップが必要だとは思っておりますので、その件についてお二方はどうお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

もう1点は、24年度の議会報告会において、議員の報酬アップということで櫻井議長の強い指導のもとに議会報告会で報告して歩きました。その結果について何ら報告もされていないし、そのままだったと。あれは何だったのかということがあります。そういうことがありましたので、今回の立候補についても若い人の挑戦が少なかったということもありますので、やっぱりもう少し若い人たちが議員に立候補できるチャンスを与えたらいいのではないかと思いますので、そういう面では報酬というものも大事なものだと思っておりますので、この報酬についていかがお持ちなのかということでもあります。

今から16年前に、私たちが最後の報酬アップをしていただきました。それから全く変わっておりません。当時の行政一般職員の平均給料と比べましても、職員のほうは4万ぐらいは上がっているんだろうと思いますけれども、私たち議会は変わっていないということでありま

す。非常に議員として発言しにくいことなのですが、やはり消費税8%、そして10%ということになりますと、私個人としては非常に生活に影響が出てくるのではないかなという思いがありますので、検討する時期に来ているのではないかと思いますので、この件について伺いしたいと思います。

もう1点は、利府町で議長の任期は4年だということであったのが、よく理由はわかりませんが、2年で交代したということを知っています。私たちの議長の任期も4年でありますので、当選した場合にしっかりと4年間議会のリーダーとしてやっていただきたいと思っていますので、その決意を伺っておきたいと思っています。

以上でございます。

○臨時議長（片山正弘君） では、2番櫻井公一議員。

○2番（櫻井公一君） それでは、3点でありましたけれども、最初の1点、2点はダブるかもしれませんが、一昨年の議会報告会で議員の報酬ということについて議会報告会の中で取り上げてお話し合いをさせていただきました。これらの経緯につきましては、宮城県の議長会の中で、やはり議員の報酬問題、これはもう少し若い方々が出やすい環境をつくるべきではないだろうかという当時の会長のもとで我々も同意をし、各議会がそれを町に持ち帰って皆様方にお話を申し上げたと。当然、私も議運のほうに諮りまして、この問題について共有をしたと。まずは議会報告会があるので議会報告会の中でご意見を聞こうということでありまして、集約した中では大方の方々がきちんとやれる議会であれば上げて構わないのではないかなというお話が多かったような気がいたします。ただ、これが震災の今復興の中で、今は時期尚早なんじゃないか、次の議会からでどうなのかというお話でございました。

次に、委員長手当につきましては、委員長手当につきましては、ちょっと時期的に私が議運に提案するのが遅かったなというふうに反省しております。これらについては、今後14名になりまして委員長にかかる負担というのが当然多くなりますので、町に来る回数も当然多くなるんだろうということで、額についても、別段申し上げませんでしたけれども議運の中でお話し合いはさせていただきました。

そういったことで、報酬と委員長手当については、今度新しく構成された14名の議員さんの中で協議し、議員懇談会等を行いながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、利府町の議長さんにつきましては、お話を聞きますと、名前は申し上げませんが一番最初に出られた議長さんと、そして今の議長さんと、2人の中での意見調整で皆様のご理解を得て進めてきたということで2年交代だったということでもあります。そういったこ

とでありますので、他町のことに关しましてはそれがいいとか悪いとかじゃなくて、私らは何も言えませんが、議長となる者については町と一緒に共有しながらきちんと議会運営をやっていくと、これが筋かと思っております。

以上であります。

○臨時議長（片山正弘君） では、高い席から申しわけございません。

まず、第1点目の報酬の問題であります。この件につきましては先ほども若干述べさせていただきましたが、本当に世代の交代も考えたときに、若い方の考え等も含めた議会活動をするに当たり、議員が参加できる場をつくる必要があるだろうと、そのように思っております。そんな中で、この報酬というものは避けて通れない私は検討課題ではないのかと思っております。しかし、今の流れからいきますと逆行するような住民感情かもしれませんが、この件については、これからの松島をしょって立つ多くの議員の皆さんと町民の代表となって審議過程に参加する過程を持ちますと、やっぱり報酬等についての検討は議員各位の皆さんと一緒にやってこれは検討に値するのではないのかと思っております、私もそのようなことを協議の上で進めてまいりたいと、そのように思っております。

それから、委員長手当でございますが、これは先ほど、委員長手当のみではないわけですが、今回18名から14名という議員定数になったわけですので、今までの4名の方の分まで私たちが背負って立たなければならないということも含めると、やはり委員長手当、また先ほども出ました各議員の報酬等についても、やっぱりこれと同じように委員長手当等についても皆さんと一緒にやって検討課題にして、執行部等の意向等も聞きながら、これからの進め方等について皆さんと協議をしてまいりたいと、そのように思っております。

それから、任期、利府町さんが4年から2年という、議員間同士の申し合わせ事項によって2年というふうになっておりますが、近隣ですと、市の場合ですと塩竈市さんとか多賀城市さんとか、そういうところもあるわけですが、私たち松島町といたしましては、この4年間、私たちに与えられた任期でございますので、この4年間は全うし、皆さんの、住民の負託に応えられるような議会活動に資するものでございますので、今の段階では利府町さんの2年というよりも、松島町は4年ということで決まっておりますので、このリーダーシップをとってまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○7番（菅野良雄君） 誤解があると悪いので一言だけ申し上げさせていただきたいのは、議員報酬、手当については、議会だけじゃないと。議会の議論だけではだめですよということだ

けですね。これは基本条例にうたっているとおり、きちんとした参考人制度及び公聴会制度、一般会議、そういうものをきちんと利用して、改正するのであれば明確な改正理由をつけて委員会提案なり議員提案なり、みずから改正するというような形に持って行ってほしいということをお願いしておきたいと思います。

○臨時議長（片山正弘君） 他にございませんか。（「なし」の声あり） ないようですので、以上で議長選挙の立候補の意思表示並びに候補者推挙を終わります。

なお、議会を再開する前に、投票用紙の記載について注意事項を申し上げます。

白票については無効票となります。また、議長選挙において公職選挙法の票の按分規定については準用されておりません。同姓並びに同名の議員がおられますので、姓または名前のみ記載であると個人を特定できないことから無効票となりますので、投票用紙の記載に当たってはフルネームでご記入願います。皆さんご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（片山正弘君） それでは、議長選挙を行います。

---

○臨時議長（片山正弘君） 会議を再開いたします。

---

## 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（片山正弘君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。議長選挙は投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

投票の準備をさせますので、しばらくお待ちください。

〔投票準備〕

○臨時議長（片山正弘君） 準備ができましたので、これより投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖願います。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（片山正弘君） ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条の規定により、立会人に仮議席1番赤間幸夫議員、2番櫻井公一議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（片山正弘君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）なしと声がありますので、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（片山正弘君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順次記載台で記載の上、投票をお願いします。

〔点呼、投票〕

○臨時議長（片山正弘君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんね。（「なし」の声あり）なしの声があり、投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

仮議席1番赤間幸夫議員、2番櫻井公一議員、開票立ち会いをお願いいたします。

それでは、開票してください。

〔開 票〕

○臨時議長（片山正弘君） 開票が終わりました。

選挙の結果を事務局長より報告いたします。

○議会事務局長（佐藤 進君） それでは、報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 12票

無効投票 2票

有効投票中

櫻井公一議員 6票

片山正弘議員 6票

以上でございます。

○臨時議長（片山正弘君） 法定得票数に達しておりますので、選挙の結果は次のとおりであります。

なお、両者の投票数が同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条の2項の規定を準用し、くじで当選を決定することになりました。

櫻井議員、それから私が議場におりますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目はくじの順番を決めるためのもので、仮議席順にくじで引いて決めます。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するものです。くじはくじ棒で行います。

これよりくじを行うわけでありますが、くじの際の立会人についてお諮りします。現在の立会人として1番赤間幸夫議員、2番櫻井公一議員を指名しておりましたが、開票の結果、立会人2番櫻井公一議員が被選挙人としてくじを引くこととなりますので、4番後藤良郎議員の立ち会い……（「はい、議長。議長が候補者になってあれしているので、進め方がどうもうまくいっていないようなので、臨時議長をかえておやりになったらいかがですか」の声あり）いえ、このまま進めさせていただきます。申しわけございません。1番赤間幸夫議員、4番後藤良郎議員を指名いたします。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。立会人、くじの立ち会いをお願いいたします。

〔くじ引き〕

○臨時議長（片山正弘君） くじの結果を報告いたします。

くじの結果、櫻井公一議員が当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（片山正弘君） ただいま議長選挙において当選されました櫻井公一議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

当選された櫻井公一議員より、当選の承諾のご挨拶を自席でお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） ただいま当選ということで、本当にありがとうございました。

先ほど休憩中にいろいろお話がございましたけれども、そういったこともきちんと踏まえて議事運営をやっていきたいと思えます。

なお、町長初め執行者の皆様方、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○臨時議長（片山正弘君） これで臨時議長の職務を全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

櫻井議長に交代いたします。

○議長（櫻井公一君） それでは、これからの議事は、皆さんのお手元に配付しております議事

日程によって進めますが、ここで議事運営上暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） それでは、再開を10時50分といたします。

午前10時40分 休憩

---

午前10時50分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

お諮りします。次に副議長の選挙を行います。副議長選挙につきましても、議長選挙に倣い、休憩時に立候補者の意思表示並びに候補者の推挙を行いたいと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

暫時休憩といたします。

---

（休憩中）

○議長（櫻井公一君） それでは、休憩に入りましたので、これより副議長選挙の立候補表明並びに候補者の推挙を行います。副議長選挙に立候補される方並びに推薦される方は挙手をお願いいたします。5番阿部幸夫議員。

○5番（阿部幸夫君） 5番阿部幸夫でございます。副議長選に立候補するに当たり、私の抱負を述べさせていただきます。

私は、常日ごろより、定例会はもちろんのこと委員会並びに諸行事に対しては時間におくれないことを大前提として、この16年間やってまいりました。今後もその思いを第一と考え、貫く所存でございます。

今回は議員定数の削減もありましたが、まず、議会改革です。改革は単に議会運営の円滑化を目指すものではなく、町民の権利を保障するもの、町民のために行うものであり、引き続き議会改革を進めていかなければならないと思っております。

次に、政策提案に向けた取り組みについてであります。町民の意見の代弁者である我々議員は、もっと積極的に政策立案、政策提案などの検討の行いやすい体制の検討を行っていきたいと考えております。

最後になりますが、町民に選ばれ、町民の代表として、議員はそれぞれの意見、政策の違いはあっても当然ですが、最良の決定を生み出すためには、それぞれの立場、考えをお互いに聞き合い、議論と対話を重ねる中で生み出されるものと思います。その思いに立ち、議長を全力で支えるとともに、格式高い松島町議会の名に恥じないよう全力で取り組む所存でございます。

議員の皆様、阿部幸夫に対しご賛同をよろしくお願い申し上げまして、私の所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井公一君） 次に立候補表明並びに推挙される方はおられませんか。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 12番高橋利典でございます。副議長選挙に当たりまして、私の決意を述べさせていただきます。

私は、議会制民主主義により、時代に合った形に成熟させることを考えております。現代の地方議会に求められている要素は、大きく分けて3つあると考えております。開かれた議会、自立した議会、効率的な議会であります。そこで、議会の基本条例の趣旨を生かしながら、既存の地方議会制度の枠内において、時代に適合した議会を目指していくべきと考えております。

1点目の開かれた議会です。基本条例では開かれた議会の実現を目指しています。開かれた議会の実現をするためにも、徹底した情報の公開、積極的な情報発信、及び多角的な町民参加が不可欠と考えております。私は我が議会においても年1回の議会報告会を開催し情報の発信をしておりますが、多様な町民の皆さんの意見を求めるにまだ至っていない部分が多くあり、一般会議のあり方の必要性も十分に認識しているところでもあります。また、IT技術の発達により、大量の情報を低費用で公開、発信することが可能なことから、今まで実現が困難とされていた多様な町民参画の道も開かれていることから、インターネットの導入も図っていくべきと考えております。

第2に自立した議会であります。議会は町の唯一の議事機関であり、町民と町と対等かつ緊張ある関係が求められております。各議員が行政を統治、経営していくという意識を持つことが重要であることから、議会組織、議会運営、議員のあり方を見直すことが必要であると思っております。本議会も、14名となった議員が一体となった取り組みが求められております。具体的には通年議会の導入であります。通年会期であることから、議案の受理や議案等の委員会付託が随時でき、一般質問も、より弾力的に行うことが可能となります。議会の活

動能力がなされていない閉会中をなくすことにより、本議会の多様な運営や災害時の緊急対応や委員会活動の活性化など、議会の機動的、能動的な活動を目指していくべきと考えております。これらを踏まえ、議員の専門性も求められることから、一般会議等を開催し、議員の報酬の見直しも検討していくべきと考えております。

第3といたしましては効率的な議会であります。従来の議会が求められることが少なかった目的意識、成果意識、費用意識を徹底的に示す必要があると考えております。その一つとしては、この災害での特別委員会を設置し、情報を共有し、復旧・復興の状況の検証、町民の皆さんへの報告が求められているところでもあります。町民の皆さんの福祉の向上のためにも、意識の向上を図っていかねばならないと思っております。

これらのことを述べながら、この副議長選挙に当たりまして議員各位のご理解をいただき、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 次に立候補される方、また推挙される方、ございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、先ほど議長選挙のときに候補者に対して何かご質問ということでございましたけれども、今回も、ではちょっとお諮りします。お二人の方、今出ておりますが、何かご質問等あれば受けますが、ありますか。（「なし」の声あり） ないようですので、以上で副議長選挙の立候補の意思表示並びに候補者の推挙を終わります。

なお、議長選挙同様に立候補表明並びに候補者の推挙は法で規定された行為ではありません。したがって、立候補者や推挙を受けた方以外の方の氏名を記載し投票することができません。

また、白票等の無効票の取り扱いについては議長選挙同様になりますので、ご注意願います。それでは副議長選挙を行います。

---

○議長（櫻井公一君） 本会議を再開します。

---

### 日程第3 副議長の選挙

○議長（櫻井公一君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りします。副議長の選挙は投票で行いたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

投票の準備をさせますので、しばらくお待ち願います。

〔投票準備〕

○議長（櫻井公一君） 議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井公一君） ただいまの出席議員数は14人です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条の規定により、立会人を指名します。議長選挙に倣っての指名といたします。仮議席3番片山正弘議員、5番阿部幸夫議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井公一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井公一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順次記載台にて記載の上、投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（櫻井公一君） 投票が終わりました。

投票漏れございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

仮議席3番片山正弘議員、5番阿部幸夫議員、開票立ち会いをお願いします。

開票してください。

〔開票〕

○議長（櫻井公一君） 開票が終わりました。

選挙の結果を事務局長より報告させます。局長。

○議会事務局長（佐藤 進君） 報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 13票

無効投票 1票

有効投票中

阿部幸夫議員 8票

高橋利典議員 5票

以上です。

○議長（櫻井公一君） 選挙の結果は報告のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は4票以上であります。よって、副議長に阿部幸夫議員が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（櫻井公一君） ただいま副議長に当選されました阿部幸夫議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長に当選されました阿部幸夫議員より、副議長当選承諾のご挨拶を自席でお願いします。

○副議長（阿部幸夫君） 5番阿部幸夫でございます。ただいま皆様方のご推挙によりまして、伝統ある松島町議会の副議長を拝命することができました。まことにありがとうございます。

今後はこの重責を重く受けとめ自分自身を戒めながら、議長を補佐するとともに、全身全霊、議会のさらなる活性化に努める所存でございます。議員の皆様には、より一層のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 私のほうからもよろしくお願いいたします。

---

#### 日程第4 議席の指定

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議席の指定を行います。

お諮りします。議席は会議規則第3条の規定により議長が定めることになっておりますが、先日の議員懇談会で皆様のご希望等を踏まえながら調整という意見がありましたので、暫時休憩し、議員控室にて調整を行いたいと思っております。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

なお、議席番号13番と14番の議席につきましては、先例により13番副議長、14番議長としたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。議員の皆さんは議員控室に移動をお願いします。

午前11時09分 休憩

---

午前11時25分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

議席について事務局長より報告させます。局長。

○議会事務局長（佐藤 進君） 報告いたします。

1番澁谷秀夫議員、2番赤間幸夫議員、3番櫻井 靖議員、4番片山正弘議員、5番後藤良郎議員、6番小幡公雄議員、7番高橋幸彦議員、8番今野 章議員、9番太齋雅一議員、10番色川晴夫議員、11番菅野良雄議員、12番高橋利典議員、13番阿部幸夫議員、14番櫻井公一議員。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議席は事務局長報告のとおり指定したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

ここで議席の移動をしていただきますので、暫時休憩したいと思います。

休憩に入ります。議席の移動をお願いします。

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

ただいまお座りの席が、向こう4年間の皆様の議席です。よろしく願いをします。

---

#### 日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、1番澁谷秀夫議員、2番赤間幸夫議員を指名します。

---

#### 日程第6 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第6、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの5日間にしたいと思います。ご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの5日間に決定しました。

---

#### 日程第7 諸般の報告

○議長（櫻井公一君） 日程第7、諸般の報告を行います。

町長より、挨拶と行政報告をお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第4回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、去る12月1日に執行されました町議会議員の選挙に当たり、町民の期待を担ってめでたくご当選の栄を得られ、本日ここに初の議会を開会する運びになりましたことは、まことにご同慶にたえない次第でございます。

私も、議員の皆様からご意見、ご指摘を拝聴しながら、なお一層の町勢発展を目指して誠心誠意取り組みを進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、本日資料として平成26年度当初予算編成方針をお配りさせていただきました。現在、この編成方針により新年度当初予算を編成しておりますので、お目通しいたきますようよろしくお願いをいたします。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が3件、条例制定等が6件、建設工事委託に関する協定の締結が1件、平成25年度補正予算が5件、人事案件が1件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成25年9月6日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。9月6日に第3回松島町議会定例会を招集し、20日までの会期において、松島町子ども・子育て会議条例の制定、補正予算及び各種会計決算認定等についてご審議をいただきご承認をいただきました。

同日、議会全員協議会において、被災中小企業者等の事業再生に係る迅速な支援について等2件についての協議と、松島大橋橋梁災害復旧工事について等5件について報告させていただきました。

9月14日には、東日本大震災の復興に向け根本復興大臣が来町し、今後の復興事業や支援について要望したところであります。

9月20日には、議会全員協議会において、松島町児童館基本計画図（案）についての協議をさせていただきました。

同日、松島中学校の生徒が製作した松島町防災マップの完成披露式典がとり行われました。

9月24日には、村井県知事に対し、東北放射光施設の誘致支援について要請をしたところであります。

9月27日から10月13日にかけて、ルツェルン・フェスティバルが西行戻しの松公園の特設会場において開催され、歌舞伎の披露やルツェルンの管弦楽団による演奏等が行われました。また、最終日には、音楽家の坂本龍一さん等が登場し、国際的音楽祭にふさわしい公演となりました。

9月29日には、文化観光交流館のオープンに伴い、こけら落とし公演として人間国宝の野村萬さんによる狂言披露等が行われ、来館された方々を楽しませておりました。

10月13日には、「がんばろう東北！第37回松島ハーフマラソン大会」が開催され、7,490人のランナーが秋の松島を走り抜けました。

10月20日には、第56回敬老会を開催し、77歳以上の方2,293人をお祝いいたしました。

10月22日には、小泉復興大臣政務官が来町し、町の復興状況や復興計画に関する意見交換を行いました。

10月29日には、第1回松島町震災復興官民連携検討会議が開催され、官民連携事業について説明し、ご意見をいただきました。

10月31日には、町内の農業生産者と障害者の就労を支援する株式会社アイエスエフネットライフが農業と福祉の連携を図る株式会社あすファーム松島を設立する合意がなされ、町と仙台農協の立ち会いのもと、松島地域農福連携共同宣言調印式が行われたところです。

11月2日から3日にかけて、松島町文化観光交流祭が開催され、各種団体の作品展示や町内小学生の演奏や合唱、また、町民の方による舞踊や民謡などが披露されました。

また、11月3日には、2013まつしま産業まつりが開催され、晴天にも恵まれ多くの方が来場し、町内産の地場産品が出展され、旬の松島の味覚を満喫しておりました。

11月7日から8日には、行政区長移動研修会が実施され、埼玉県滑川町行政区長会と意見交換等を行ってきたところであります。

11月10日には、利府松島商工会松島事務所において、「まつしま復興支援プレミアム商品

券」販売オープニングセレモニーが行われました。

11月11日には、宮城県市町村職員退職手当組合臨時議会が招集され、本組合退職手当条例等の一部改正などが審議・承認されました。

また、同日、第4回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議が開催され、県内における指定廃棄物の処理場候補地の選定手法、提示方法などについて意見交換したところであります。

11月15日の本郷区を皮切りに11月中は7地区において町民懇談会を開催し、町が取り組む事業等について説明をし、ご意見や地域からの要望等をいただいたところであります。

11月16日には、東北放射光施設誘致シンポジウムを開催し、町民等約400名が参加しました。シンポジウムではパネルディスカッションや東北大学の早稲田嘉夫名誉教授による講演が行われ、町民の皆さんに同施設に対する理解を深めていただきました。

11月17日には、TDKアウトリーチミニコンサートが開催され、ベルリン・フィルハーモニー管弦楽団によるアンサンブル演奏に客席は魅了されました。

11月18日から19日にかけて、宮城県企業立地セミナーが愛知県名古屋市で開催され、中部圏の企業の皆様と企業立地についての意見交換等をしたところであります。

11月20日は、NHKホールにて全国町村長大会が開催され、その後、宮城県選出国會議員に対する要望活動等が行われました。

11月25日には、第1回松島町子ども・子育て会議が開催され、子ども・子育て新制度の概要やニーズ調査内容について説明し、ご意見等をいただきました。

11月29日には、松島町総合計画審議会を開催し、復興に向けた取り組み状況について説明をし、ご意見等をいただいたところであります。

12月3日には、仙台コココーラボトリング株式会社と「災害時における清涼飲料水供給に関する協定」を締結したところであります。

12月4日から11日にかけてカンボジアで開催された第9回世界で最も美しい湾クラブ世界会議において、松島湾の加盟が承認されました。日本で初の加盟となることから、話題性とともにも国の内外へ向けて松島湾を発信することで知名度の向上が期待されるところです。

12月7日から8日にかけて、国道45号松島海岸地区における大型車両など通過交通の分散化を図ることを目的に交通社会実験が実施されたところです。

12月15日には、本県を会場に第33回全日本実業団対抗女子駅伝競走大会が開催され、松島町文化観光交流館前をスタートし仙台陸上競技場へ向かうコースの大会に27チームが出場し、冬の宮城路を駆け抜けました。

そのほか国内外の交流として、ヨルダン・ハシェミット王国上院議長一行、在京タイ大使、タイ国際空港関係者及び広島県廿日市市長の来町などがありました。

次に、要望等でございますが、11月1日に宮城県知事及び宮城県議会議長に対し、国道346号並びに主要地方道仙台松島線の整備促進に関する要望外6件につきまして、要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 議長の諸報告は、印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げます。

1、出納検査・監査の報告についてであります。9月25日、10月23日、11月20日、12月10日に例月出納検査の報告をいただき、11月12日に平成25年度定期監査に係る報告を受理しております。

国・県に対する要望等であります。記載のとおり、「東北放射光施設」の誘致実現に関する要望外1件をそれぞれ要望しております。

行政視察であります。10月16日には山梨県鳴沢村議会から、11月18日に京都府宮津市議会産業建設福祉委員会の委員が来町しております。

会議等であります。9月6日の第3回松島町議会定例会を含め総件数で38件、各種会議、行事、委員会等ございました。詳細は記載のとおりであります。

議会だよりの発行です。11月1日に第116号が発行されております。議会広報発行対策特別委員の皆様、大変ご苦労さまでした。

議員・委員派遣についてであります。11月7日に議会広報研究会が開催され、佐藤皓一議員が出席しております。研修内容は記載のとおりであります。

11月8日に宮城黒川地方町村議会表彰式並びに議員研修会が開催され、後藤良郎議員外4名の議員を派遣しております。研修内容については記載のとおりであります。なお、本町議会から赤間 洵議員が自治功労者として表彰されております。

以上で、議長の諸報告を終わります。

---

## 日程第8 常任委員の選任

○議長（櫻井公一君） 日程第8、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長が会議に

諮って指名することになっておりますが、慣例に倣い、皆さんの希望する委員会を希望調べに記入していただき、希望調べをもとに調整を行い指名させていただきたいと思っております。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

それでは、事務局長より希望調べを配付させます。記入が終わりましたら回収させていただきますので、よろしくお願ひします。

〔配付、記入〕

○議長（櫻井公一君） 終わりましたでしょうか。それでは、回収させていただきます。

〔回 収〕

○議長（櫻井公一君） 回収が終わりましたので、それでは、ここで議事運営上、暫時休憩したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

休憩に入ります。議員控室にお集まり願ひします。

午前11時42分 休 憩

---

午前11時49分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

皆さんにご記入いただいた委員会の希望調べにより調整をした結果について、事務局長より報告させます。局長。

○議会事務局長（佐藤 進君） 報告いたします。

第1常任委員会、1番澁谷秀夫議員、2番赤間幸夫議員、7番高橋幸彦議員、9番太齋雅一議員、10番色川晴夫議員、13番阿部幸夫議員、14番櫻井公一議員の計7名でございます。

続きまして、第2常任委員会を報告させていただきます。3番櫻井 靖議員、4番片山正弘議員、5番後藤良郎議員、6番小幡公雄議員、8番今野 章議員、11番菅野良雄議員、12番高橋利典議員の7名でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ただいま事務局長が報告したとおり選任したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、常任委員は事務局長報告のとおり選任することに決定しました。

通常であれば、ここで休憩に入りまして常任委員会を開いて委員長を選任というふうになるんですが、ここで写真撮影等もごございますので、若干早いんですが、昼食休憩に入りたいと思います。

なお、議員の皆様は玄関前に速やかに集合していただきたいと思います。写真撮影を行います。

それでは、休憩に入ります。再開を13時といたします。

午前11時50分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

これから、各常任委員会が決まりましたので、常任委員会を開催していただきまして、常任委員長、副委員長の選任をしていただきたいと思いますので、ここで暫時休憩をとりたいと思います。

議長のほうから使用する部屋を指定させていただきます。第1常任委員会の方々は第1委員会室、第2常任委員会の方々は大会議室をご使用願います。

なお、各常任委員会に分かれる前に控室に一旦お入りいただきまして、ちょっとご相談事がありますのでよろしくお願いをします。

それでは、休憩に入ります。

午後1時01分 休 憩

---

午後1時17分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、局長より。局長。

○議会事務局長（佐藤 進君） 報告いたします。

第1常任委員会、委員長に7番高橋幸彦議員。副委員長に1番澁谷秀夫議員。

第2常任委員会、委員長に5番後藤良郎議員。副委員長に6番小幡公雄議員。

以上です。

○議長（櫻井公一君） ただいま報告のとおり、各常任委員会の正副委員長がそれぞれ選任されました。

---

#### 日程第9 議長の常任委員の辞任

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議長の常任委員の辞任についてを議題とします。

本件については、議長の一身上に関することであり、除斥に該当するので、副議長と交代させていただきます。

○副議長（阿部幸夫君） それでは、議長にかわりまして議事を進行させていただきます。

お諮りいたします。議長は公平無私の立場にあり、議会運営上中立性を保持するという理由において、常任委員を辞任したいとの申し出があります。本件につきましては、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部幸夫君） 異議なしの声あり、異議なしと認めます。よって、議長の常任委員辞任を許可することに決定いたしました。

議長の除斥を解きます。

議長と交代いたします。

---

#### 日程第10 議会運営委員の選任

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますが、慣例に倣い、委員6名のうち各常任委員会から3名、3名のうち1名は常任委員長、他の2名は政党などを加味して議長より指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名させていただきます。第1常任委員会から常任委員長の高橋幸彦議員、澁谷秀夫議員、太齋雅一議員、第2常任委員会から後藤良郎議員、片山正弘議員、今野章議員、以上の6名を議会運営委員に指名します。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり議会運営委員に

選任することに決定しました。

ここで暫時休憩に入りまして、議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

それでは、休憩に入ります。

午後 1 時 2 2 分 休 憩

---

午後 1 時 3 3 分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

議会運営委員会の正副委員長が選任されましたので、事務局長より報告させます。局長。

○議会事務局長（佐藤 進君） 報告いたします。

議会運営委員会委員長に 1 番澁谷秀夫議員、副委員長に 4 番片山正弘議員。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ただいま報告のとおり、議会運営委員会の正副委員長がそれぞれ選任されました。

---

#### 日程第 1 1 議会広報発行対策特別委員会の設置

○議長（櫻井公一君） 日程第 11、議会広報発行対策特別委員会の設置についてを議題とします。

議会の審議状況、活動状況を住民に周知する議会広報の発行のため、6 人の委員で構成する議会広報発行対策特別委員会を設置したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、6 人の委員で構成する議会広報発行対策特別委員会を設置することに決定しました。

次に、委員の選任についてお諮りします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第 5 条の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますが、先例に倣い、第 1 常任委員会、第 2 常任委員会から各 3 名ずつを議長より指名したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名させていただきます。第 1 常任委員会から赤間幸夫議員、色川晴夫議員、阿部幸夫議員。第 2 常任委員会のほうから櫻井 靖議員、小幡公雄議員、高橋利典議

員。以上の6名を議会広報発行対策特別委員に指名します。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり議会広報発行対策特別委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩に入りまして、議会広報発行対策特別委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

それでは、休憩に入ります。議会広報発行対策特別委員の方は、別室にて互選のほうをよろしく願います。

午後1時35分 休 憩

---

午後1時40分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

議会広報発行対策特別委員会の正副委員長が選任されましたので、事務局長より報告させます。局長。

○議会事務局長（佐藤 進君） 報告いたします。

議会広報発行対策特別委員会委員長に6番小幡公雄議員、副委員長に3番櫻井 靖議員。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ただいま報告のとおり、議会広報発行対策特別委員会の正副委員長がそれぞれ選任されました。

ここから、日程第12から日程第16まででございますが、一部事務組合の人選について入るわけでありまして、ここで暫時休憩をとりまして、控室におきまして調整をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ここで、議事運営上、暫時休憩とします。

午後1時41分 休 憩

---

午後1時52分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

---

日程第12 宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙

○議長（櫻井公一君） 日程第12、宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

宮城東部衛生処理組合議会議員に片山正弘議員、今野 章議員を指名します。以上のお二方をもって当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました片山正弘議員、今野 章議員が宮城東部衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま宮城東部衛生処理組合議会議員に当選されました片山正弘議員、今野 章議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

---

### 日程第13 塩釜地区環境組合議会議員の選挙

○議長（櫻井公一君） 日程第13、塩釜地区環境組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

塩釜地区環境組合議会議員に後藤良郎議員、高橋幸彦議員を指名します。以上のお二方をも

って当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した後藤良郎議員、高橋幸彦議員が塩釜地区環境組合議会議員に当選されました。

ただいま塩釜地区環境組合議会議員に当選されました後藤良郎議員、高橋幸彦議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

---

#### 日程第14 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙

○議長（櫻井公一君） 日程第14、塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

塩釜地区消防事務組合議会議員に赤間幸夫議員、高橋利典議員を指名します。以上のお二方をもって当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました赤間幸夫議員、高橋利典議員が塩釜地区消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま塩釜地区消防事務組合議会議員に当選されました赤間幸夫議員、高橋利典議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

---

#### 日程第15 吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員の選挙

○議長（櫻井公一君） 日程第15、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推

選で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員に阿部幸夫議員を指名します。阿部幸夫議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました阿部幸夫議員が吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員に当選されました。

ただいま吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会議員に当選されました阿部幸夫議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

---

#### 日程第16 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（櫻井公一君） 日程第16、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に色川晴夫議員を指名します。色川晴夫議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました色川晴夫議員が宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました色川晴夫議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

---

日程第17 報告第8号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第17、報告第8号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 報告第8号和解及び損害賠償の額の専決処分について、ご報告を申し上げます。

平成25年8月19日午後3時30分ごろ、松島町磯崎の西ノ浜貝塚公園の南側進入路において、公園内の除草に伴い積み込み作業を行う際、当該公園への進入路に駐車していた軽自動車の移動を所有者宅に依頼したところ、所有者本人が不在で、家族から「鍵を渡すので直接移動してほしい」旨を依頼されたため、当該駐車場所からバックで下り勾配の進入路を職員が運転し移動させたところ、誤ってブロック塀に接触し、バックドア、ガラス、バンパー等、車両の後部が損傷したものであります。

これに関して、車両修理費として相手方に対し損害賠償額18万7,104円を支払うことで和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として、平成25年10月4日専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 次の報告9も同じようなことなんですね。それで、実際こうやって毎議会毎議会のようにこのような和解の専決処分が出るわけですけれども、ことし1年間、25年度、一体何件ありましたか。ちょっとわかれば教えてください。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 相手車両に公用車で傷を負わせたのは次の案件の1件でございます。そのほかに自損事故、路上にあった石に衝突したと、自損事故ですけれども、それが1件ありました。計2件でございます。今の議案に関しましては、あくまでも公用車じゃなくて、

一応私用車を移動したという状態でぶつかっています。ですから、公用車に関しては2台ということになります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 本当に事故はもちろん故意では起こさないわけで、本当にうっかりした、ほとんどそうなんです、このぐらいのやつは。どこの市町村もあるかなとは思いますが、やはり担当の課長さんはその辺をきつく言っていると思うんです。毎議会のように質疑されるわけですから、こういうふうにして。大体同じこと言うと思うんですよ。本当にこれ人身事故でないからいいんですけれども、人身事故なんかになったら大変なことになる。これは何も職員ばかりでなく、私自身も含めての話になりますけれども、そういうことで、やっぱり気を引き締めて、そのように、またなお一層指導をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認め、報告を終わります。

---

#### 日程第18 報告第9号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第18、報告第9号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第9号和解及び損害賠償の額の専決処分について、ご報告を申し上げます。

平成25年7月8日午後2時55分ごろ、松島町松島字町内75番地の12の駐車場において、公用車を駐車するため進入したところ、発券機脇の保護ポールに接触し、損傷させました。

これに関して、修理費として相手方に対し損害賠償額5万2,500円を支払うことで和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として、平成25年10月30日専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。  
4番片山正弘議員。

○4番（片山正弘君） これによって、公用車ですから公用車の物損事故ということになりますので、公用車の修理費用というのはどれくらいかかったのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 公用車の修繕料としては6万4,680円でございます。これはバンパーの損傷になります。

○議長（櫻井公一君） よろしいでしょうか。片山議員。

○4番（片山正弘君） これは駐車場に入るところですね、大宮司さんといいますから、海岸の、あそこは観光協会の向かいの駐車場ということになるんだらうと思いますが、これ、発券機のポールにぶつかったということなんでしょうけれども、これに対しての公用車というのは、どういう担当の公用車だったんでしょうか、お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） どういう担当のというか、うちのほうで観光協会と打ち合わせ事項がありまして、それに伴って公用車でいったと。ただ、ちょっと駐車場が近場になったものですから、その有料の駐車場に入ろうとしたとき、券売機を防護しているポール、あのポールに接触をして損傷させたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） 人身でなかったからよかったのかなというふうな感じをしておりますので、先ほども色川議員が言われたように、ぜひ事故等については十分に注意していただきますよう、よろしくその辺はご指導のほどお願いします。

終わります。

○議長（櫻井公一君） 他にございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、報告を終わります。

---

日程第19 報告第10号 平成24年度松島町教育委員会教育行政点検評価について

○議長（櫻井公一君） 日程第19、報告第10号平成24年度松島町教育委員会教育行政点検評価についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。小池教育長。

○教育長（小池 満君） 課長から説明をさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、私のほうから報告させていただきます。ちょっと風邪を引いていますのでお聞き苦しいところがあるかと思いますが、よろしくお聞きしたい

と思います。

平成24年度対象の松島町教育委員会教育行政点検評価についての報告をいたします。

松島町教育委員会は、教育行政の効果的な推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条の規定に基づき、町教育委員会の諸規定に鑑み、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を教育委員会会議において精査し、これを議会に提出し、公表するものであります。

本報告書は、第1章に松島町教育委員会の会議、第2章に平成24年度松島町教育基本方針と重点施策、第3章には学識経験者による意見を掲載しております。

それでは、まず、第1章松島町教育委員会の会議について、1ページから3ページについてご報告を申し上げます。

会議は定例会が月1回で12回を実施しております。1回の会議の時間は3時間から4時間程度を要しております。臨時会は人事などを扱い秘密会であり、平成24年度は11件開催しております。議事内容は事務局、教育長の事業の実施、会議での審議事項の報告を受け、また、教育長への事務委任規則に基づく案件は教育委員による慎重な審議に基づく助言指導のもと承認されて、事業が展開しております。

教育委員による教育施設訪問及び研修、学校行事、儀式的行事等への参加といたしましては、37回ほど対応があり、その内容は町内の教育施設ごとにおける事業の進捗状況や重点施策等の点検、意見の聴取であります。さらに、県教育委員会研修会や管内教育委員協議会研修会等に参加し、教育委員の資質の向上に努めております。

町内児童・生徒の学力向上と生活力の成長を期待して、教育行政視察研修としてにかほ市教育委員会の視察を行い、夫婦町共同で教育方法の学び合いと相互の深い交流を求め合うことから、小中学校の教師たちの教育指導の力量を高める糸口としております。

平成24年度の特筆すべきことは、町の教育の基本的課題を見つめ、課題に対する具体的な検討を行い、課題を解決する新たな事業として松島町教育振興基本計画を策定しております。

取り組みに当たりましては、課題設定の作業部会や基本計画提示のプロジェクトチームの設置、町民を代表する松島町教育振興基本計画策定委員の委嘱をし、本計画の具体策を多方面から検討し、答申を受けました。その大きな狙いは、町民が誇りときずなを育み、しなやかに生きる松島人としての目指す姿を掲げ、今後10年間にわたる松島町教育振興基本計画の着実な推進を図っていくこととあります。

第2章に平成24年度松島町教育基本方針と重点施策といたしまして4ページから42ページの多岐にわたり報告書の中に記載されている松島町の教育の指針は、まちづくりが目指す教育の方向を基本とした松島の教育を通した「歴史・文化の継承と創造」であり、平成24年度においても町民の「松島で生きて松島を大切にし豊かな心を育てる」ことを基本に据えています。

この基本方針を受けて、報告書の7ページから43ページにあるとおり、各幼小中学校、教育委員会の各セクションでは、1つ、幼児教育の推進、2、学校教育の推進、3、社会教育の推進・地域文化の発信、4、町民総スポーツの推進に係る事業目的を明確にして、具体的な取り組みの状況とその効果を厳しく評価して、今後の課題や改善策を点検し、次年度などへの方向性を打ち出しております。

その取り組みについて主なものを掲げますと、1つ目に、幼児教育においてはゼロ歳児から就学前までの松島町の幼児教育を、同じ養育環境の必要性を認識し、松島独自に幼保合同の幼児教育の研究開発に取り組む幼保合同の職員研修会を実施しております。幼稚園、保育所相互の教育・保育への取り組み状況が理解でき、今後の幼児教育のあり方を求める必要性を具体的に体感する成果が上がりました。

2つ目に、学校教育ですが、「未来の松島を担う、誇りと自信を持ち、志を掲げた健全な児童・生徒の育成」を目標に、基礎的に基本的学力の定着、家庭学習と学校教育の連携による学力向上の推進、IT教育にコミュニケーションを加えたICT教育や国際理解教育の推進、また、にかほ市との学力向上交流、教職員・保護者の研修啓発の推進を挙げ、各小中学校ともよく努力をしているところであります。

児童・生徒の学校生活の状況は他市町に比して落ち着いた生活態度である現状から、教員の指導力を思う存分発揮できる環境にあると考えられます。

教育委員会事務局は、夫婦町にかほ市の公開授業研究会に校長を参加させたり、にかほ市からも教員2名が来町したりして、公開研究授業と検討会を実施しました。このことは、にかほ市教育委員会との相互交流はいろいろな視点から今後の教育研究の方向性を探る上で大変有効であったと、学校の所感として述べられて、好評を得ております。

時代的に「はやね・はやおき・あさごはん」という家庭生活の基本が指摘されている今、町教育委員会では心身ともに健全闊達な児童・生徒の育成を目指して、ふるさと食材の活用、家庭と連携した食育の推進を図り、成長期にある子供たちの健康増進にバランスのとれた食事を提供するとともに、季節や行事食、地場産品を取り入れるなど創意工夫した献立づくり

に努めていますが、教師一人一人のさらなる食育への関心を高めた指導の工夫も欲しいところであります。

ページ31ページのまつしま防災学の強化・推進についても、幼保小中校と地域との協働による防災教育の強化・推進を図るべく、震災から子供の安全を守るための手段、避難などさまざまな災害から自分の身を守ることができる子供を育成することを求めて、各校で意欲的に取り組んでおります。

3つ目に、35ページから39ページに記載されております社会教育の推進・地域文化の発信に関する事業点検であります。ふるさと松島の探求と新たな魅力の発見・発掘への取り組み、歴史と文化財教育のカリキュラム作成が大切であります。このことが音楽や演劇などの啓蒙と具体的な芸術発表の開催を通して、国際機関、地域間の交流を導く事業の企画となり、ひいては文化の発信につながるものであります。そのためには、公民館分館事業における協働での地域活動や家庭と地域と学校が協働する地域に根差した世代間交流活動、青少年の健全育成ができる支援事業の環境づくりが大切であると考えております。

4つ目に、町民総スポーツの推進ですが、幼児期から健全な身体の発達を育むことを考え、3年前から各学校にコーディネーショントレーニングの活用を導入して子供の体力づくりを推進しております。この方式は、本年度から東京都教育委員会全体で取り組むことになっております。松島町スポーツ振興基本計画の推進を図る意味からも、体力づくりの効果と「高齢者・障がい者の健全寿命の延伸」も視野に入れた事業の実施と町民への啓蒙を図ることが大切と点検評価をしております。

第3章の学識経験者による意見でございます。

遠山勝治氏、桔梗元子氏から事細かな意見をいただいておりますが、主な課題として次の3つを挙げ、教育委員会の教育現場に対する具体的な指導、支援の継続をする中で事業の展開を図りたいと思います。その3つの意見を述べておりますので、申し上げます。

まず1つ、町の教育の基本構想に「誇りと絆を育みしなやかに生きる松島人」を育成していくことが示されている。そのために郷土の景観に誇りを持ち、新たな文化を創造することが必要である。

2つ目、児童・生徒の自尊感情の低さが県内各地で学校課題となっているが、その解決策の一つに他者との交流が挙げられる。地域間交流や国際交流の目的を明らかにし、無理なくできることから始め、継続して実施することが大切である。

3つ目、特別支援教育の充実を図るため、町からの教育補助員の配置は学校現場の指導支援

を補強し個々の児童・生徒の成長に大いに役立つものであり、今後も継続、充実していくことを期待する。

終わりに、今後とも報告書の作成に当たりましては地域住民等の意見を踏まえ、よりよい事業実践に基づく報告書の作成を目指して随時改善を図っていき、議会に提出してまいりたいと考えますので、よろしくをお願いします。

以上で、平成24年度松島町教育委員会教育行政点検評価に関する概要説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）質疑なしでよろしいですか。（「はい」の声あり）質疑なしと認め、報告を終わります。

---

日程第20 議案第105号 松島町役場の位置を定める条例の制定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第20、議案第105号松島町役場の位置を定める条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第105号松島町役場の位置を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の制定につきましては、役場庁舎の移転に伴い、主たる事業所の所在を設定するため、地方自治法第4条の規定に基づき当該条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

---

日程第21 議案第106号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第21、議案第106号松島町町税条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第106号松島町町税条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

東日本大震災により被害を受けた漁業者等の税負担軽減を図るため、法人化等により代替取得した共同利用施設等に係る固定資産税の減免措置を講ずるために改正するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 館山財政課長。

○財政課長（館山 滋君） それでは、提案理由書の次のページの条例に関する説明資料で説明いたします。

まず、条例の概要であります。地方税法においては、東日本大震災により被災した家屋や償却資産の所有者がその資産にかわる資産を取得した場合には、特例措置として固定資産税及び都市計画税が減額されることとなります。

しかし、大震災からの復旧・復興に際し、被災者個人単独での再建が困難な場合は、被災者が集まって法人化することにより再建するケースも存在します。このような場合は、被災した者と代替資産を取得する法人等の人格が異なるため、地方税法の特例措置は適用されないこととなります。

このため、このページの中段ごろに記載してある宮城県水産業共同利用施設復旧整備事業補助金などの補助金のいずれかの交付を受けた法人等が、取得した資産について地方税法の特例措置が適用されないケースを補って、固定資産税及び都市計画税の減免措置を講ずるものであります。

次に、附則第26条についてであります。減免対象者については先ほど説明したとおりであります。ここに記載してある9つの補助金については、宮城県において産業の早期の復旧・復興のため被災施設事業の再建を図るための補助が実施されており、このうちの被災者と補助対象者が違うケースが存在している補助事業のものを選定したものであります。

次に、減免割合については、次ページにわたりますが、地方税法の特例措置と同様の内容であり、家屋の取得または改築の場合は、当該取得日等が属する年の翌年度から4年度分については2分の1、その後の2年度分については3分の1を減免するものであります。

次のページですけれども、また、償却資産の取得または改良の場合は、被災償却資産にかわる償却資産を取得等をし、最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分について2分の1を減免するものであります。

この減免を受けようとする場合は、申請書の提出を要することとなります。その提出期限はここに記載したとおりでございます。

なお、この条例改正において都市計画税の文言は記載されておりませんが、地方税法第702条の8第7項の規定により、固定資産税が減免された場合は自動的に都市計画税も減免されることとなります。

また、現時点でのこの条例の適用は1法人と見込まれております。

なお、このような減免措置は、宮城県で減免を行ったのを皮切りに、減免対象となる共同利用施設を有する沿岸市町の全てが行う予定となっております。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明が終わりました。

---

日程第22 議案第107号 松島町営住宅条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第22、議案第107号松島町営住宅条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第107号松島町営住宅条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年7月3日に公布されたことについて、従来の対象だった婚姻関係にある者に加え、生活の本拠をともにする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても同規定を準用することとなったため、当該法律を引用する松島町営住宅条例の一部改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第23 議案第108号 松島町都市計画審議会条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第23、議案第108号松島町都市計画審議会条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第108号松島町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、都市計画というまちづくりの根本となる重要事項を審議していただくに当たり、これまで以上に広い見地における審議を実施したいことから、委員の任期

満了に伴い改正するものであります。

これまでの委員の内訳は学識経験のある者が4人、町議会の議員が3人、県の職員が1人の計8人の構成でありましたが、この改正により、学識経験者が2人増の計10人の委員によりまして重要事項を審議いただくものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第24 議案第109号 塩釜地区消防事務組合理約の変更について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第24、議案第109号塩釜地区消防事務組合理約の変更について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第109号塩釜地区消防事務組合理約の変更について提案理由を申し上げます。

今回の規約変更につきましては、広域事務の一層の効率化を推進するため、塩釜地区環境組合の共同処理する事務を塩釜地区消防事務組合に統合することに伴い、組合理約について所要の変更を行うものであります。

規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定に基づき関係地方公共団体の協議を必要とし、同法第290条の規定により議会の議決を必要とするため提案するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第25 議案第110号 塩釜地区環境組合の解散及び財産処分について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第25、議案第110号塩釜地区環境組合の解散及び財産処分について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第110号塩釜地区環境組合の解散及び財産処分について提案申し上げます。

今回の塩釜地区環境組合の解散及び財産処分につきましては、塩釜地区二市三町、塩竈市、

多賀城市、松島町、七ヶ浜町及び利府町における広域事務の一層の効率化を推進するため、構成団体が同一である塩釜地区消防事務組合と塩釜地区環境組合の2つの一部事務組合を平成26年4月1日から1つに再編統合することに伴い、塩釜地区環境組合を解散し、同組合が共同処理する事務、し尿処理施設及び火葬場の管理運営に関する事務、財産等を塩釜地区消防事務組合に継承するものであります。

解散及び財産処分については、地方自治法第288条及び第289条の規定に基づき関係地方公共団体の協議を必要とし、同法第290条の規定により議会の議決を必要とするため提案するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第26 議案第111号 建設工事委託に関する協定の締結について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第26、議案第111号建設工事委託に関する協定の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第111号建設工事委託に関する協定の締結について提案理由を申し上げます。

松島町磯崎地区へ整備する災害公営住宅について、宮城県へ建設工事を委託するために必要な協定の締結を行いたく、提案するものであります。

協定の内容につきましては、磯崎華園地区に17戸、磯崎美映の丘地区に23戸、合計40戸の木造の長屋戸建ての災害公営住宅建設工事業務を宮城県に委託するものであります。

また、着手予定は平成26年3月、完成予定は平成26年12月、町への引き渡しは平成27年1月の予定であります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第27 議案第112号 平成25年度松島町一般会計補正予算（第6号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第27、議案第112号平成25年度松島町一般会計補正予算（第6号）

について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第112号平成25年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成25年11月29日付で第7回配分交付可能額通知のありました東日本大震災復興交付金等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、7ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、人事管理及び電算業務等に伴う職員の時間外勤務手当について補正するものであります。

14目退職手当組合負担金につきましては、勸奨に伴う早期退職者の退職手当組合特別負担金等について補正するものであります。

17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、第7回配分交付可能額通知のありました9事業に係る東日本大震災復興交付金について全額積み立てるものであります。

8ページにわたります。

18目復興推進費につきましては、第7回配分交付可能額通知を受け東日本大震災復興交付金事業として実施するものであり、松島地区安全・安心なまちづくり整備事業の石田沢地区については、避難施設となる防災まちづくり拠点施設の建築設計費を補正するものであり、復興まちづくり支援施設整備事業につきましては、西行戻しの松公園内に整備する支援施設の施工監理費及び建築工事費を補正するものであります。

また、備蓄倉庫整備事業につきましては、手樽地域交流センター敷地内に整備を計画しております備蓄倉庫の進入路拡幅に係る用地購入費及び工事費を補正するものであり、本郷地区防災広場整備事業につきましては、本郷地区域内に整備する防災広場の実施設計業務が完了したことに伴い整備工事費について補正するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍住民基本台帳業務等に伴う職員の時間外勤務手当について補正するものであります。

5項2目指定統計費につきましては、平成25年度の工業統計調査、漁業センサス及び農林業センサスに係る統計調査交付金の決定等に伴い精査し補正するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、9月1日付職員の人事異動に伴う人件費及び民生委員児童委員の一斉改選に伴う追加の候補者を審査するため、推薦会の委員報酬

について補正するものであります。

10ページにわたります。

2目障害者福祉費につきましては、平成24年度障害者自立支援給付費等の確定に伴う返還金について補正するものであります。

2項6目子育て支援事業費につきましては、子ども・子育て支援新制度の電算システム改修費について、子育て支援対策臨時特例基金事業費補助金が措置されることから今回補正するものであります。

3項1目災害救助費につきましては、平成24年度住宅応急修理事業に係る災害救助費負担金の確定に伴う返還金について補正するものであります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費につきましては、健康増進計画の改定業務等に伴う職員の時間外勤務手当について補正するものであります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、ウミネコ等による湾内の島々の松林への被害防止及び地域住民の生活環境を守るため、繁殖のしにくい湾内環境整備や繁殖防止対策を緊急雇用創出事業を活用し実施するものであります。

4目農地費につきましては、松島東部地区における担い手への農地集積率の目標が達成したことに伴う農業経営高度化支援事業補助金について補正するものであります。

7目農業振興地域整備事業費につきましては、被災地域農地集積支援金の交付単価の変更に伴い補正するものであります。

2項2目林業振興費につきましては、平成25年10月28日付で大阪市在住の■■■■氏より松島町の景観保持のために役立てていただきたい旨で寄附していただいたことにより、東日本大震災の影響等によって松が減少した西ノ浜周辺に抵抗性松の植樹を実施するため補正するものであります。

12ページをお開き願います。

7款商工費1項1目商工総務費につきましては、観光イベント及び海外との交流事業等に伴う職員の時間外勤務手当について補正するものであります。

8款土木費1項1目土木総務費につきましては、震災対応復興業務等に伴う職員の時間外勤務手当について補正するものであります。

5項1目都市計画総務費につきましては、都市計画というまちづくりの根本となる重要事項を審議いただくに当たり、これまで以上に広い見地における審議を実施したいことから、現委員の任期満了に合わせ松島町都市計画審議会条例の一部を改正し、2名の増員分について

補正するものであります。

6 項 2 目木造住宅等震災対策事業費につきましては、木造住宅耐震改修工事に係る平成24年度社会資本整備総合交付金の確定に伴う返還金について補正するものであります。

4 目災害公営住宅整備費につきましては、磯崎地区美映の丘に整備する災害公営住宅の防災広場の実施設計業務が完了したことに伴い整備工事費について補正するものであります。

10 款教育費 1 項 2 目事務局費につきましては、勸奨に伴う早期退職者の退職手当組合特別負担金について補正するものであります。

4 項 3 目文化財保護費につきましては、瑞巖寺本堂下の発掘調査について、予想外に遺構の残存状況がよく、建造物修理に必要な深さ以下についても学術的見地から発掘調査を実施すべきという判断から、瑞巖寺と協議し追加調査報告書の費用について補正するものであります。

歳入につきまして、3 ページをお開き願います。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、今年度の交付額の確定に伴い補正するものであります。

11 款地方交付税 1 項 1 目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、東日本大震災復興交付金事業の一般財源分について措置される分を補正するものであります。

15 款国庫支出金 2 項 5 目東日本大震災復興交付金につきましては、平成25年11月29日付第7回配分交付可能額通知により補正するものであります。

4 ページをお開き願います。

16 款県支出金 2 項 2 目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました民生委員推薦会及び子ども・子育て支援新制度の電算システム改修費に対するものであります。

4 目労働費県補助金につきましては、歳出でご説明しましたウミネコ等被害防止対策事業に対するものであります。

5 目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました農業経営高度化支援事業及び地域農業経営再開復興支援事業に対するものであります。

3 項 1 目総務費委託金につきましては、今年度の各指定統計調査委託金の確定に伴い補正するものであります。

18 款寄附金 1 項 2 目農林水産業費寄附金につきましては、歳出でご説明しましたが、平成25年10月28日に■■■■氏より松島の景観保持に役立ててほしい旨で寄附いただいたものであります。

19款繰入金 1 項 3 目介護保険特別会計繰入金につきましては、前年度塩釜地区介護認定審査事業の精算金を介護保険特別会計より繰り入れるものであります。

2 項 4 目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、東日本大震災復興交付金事業に対し繰り入れするものであります。

21款諸収入 4 項 2 目教育費受託事業収入につきましては、歳出でご説明しました瑞巖寺埋蔵文化財発掘調査事業に対するものであります。

6 ページにわたります。

5 項 2 目雑入につきましては、前年度の宮城県後期高齢者医療広域連合市町村負担金及び前年度障害者自立支援認定審査会事業負担金精算金であり、過年度収入につきましては、平成 24 年度の障害児施設措置費の確定に伴い補正するものであります。

22款町債 1 項 4 目土木債につきましては、歳出でご説明しました災害公営住宅防災広場整備事業に対するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

また、東日本大震災で被災しました名籠漁港海岸保全施設（防潮堤）災害復旧事業について、平成 25 年度より平成 27 年度まで実施することから債務負担行為を設定するものであります。

なお、東日本大震災復興交付金につきまして、震災復興対策監より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） それでは、私から、補正予算事項別明細書の 3 ページ、歳入 15 款 2 項 5 目東日本大震災復興交付金 9 億 5,059 万 5,000 円について説明をさせていただきます。

これは第 7 回配分としての歳入補正でございます。この説明資料として、今回配分された事業の一覧表と A 3 横の位置図をごらんいただきたいと思っております。

記載の 9 事業について 11 月 29 日付で配分決定された事業費 12 億 6,870 万円のうち、交付金分 9 億 5,059 万 5,000 円を歳入受け入れし、歳出において基金に積み立てするものでございます。

ナンバー 1 につきましては、平成 26 年度復興交付金事業推進のための業務委託費となります。

ナンバー 2 は、小石浜地区の水路堤防かさ上げ、導水路整備、既存ポンプ施設の増強のための工事費でございます。

ナンバー 3、石田沢地区の防災拠点整備であります。避難場所としての敷地造成の実施設計が完了し、今回、避難所となる防災まちづくり拠点施設の建築に係る設計費を計上するも

のでございます。

ナンバー4です。パノラマハウスにつきまして第6回配分で解体工事が認められており、1月末までの予定で現在施工が進められております。引き続き建築工事に着手するための工事費と施工監理費となります。

ナンバー5です。手樽交流センター内の備蓄倉庫のための進入路に係る用地費及び工事費でございませう。

ナンバー6は、松島地区内避難路4路線の用地補償費でございませう。A3の位置図をごらんいただきたいと思ひます。少し小さくて見づらいかも知れませんが、1つ目は県道赤沼松島線から西行戻しの松公園まで、2つ目は町道霞ヶ浦幹線の未整備区間から三十刈まで、3つ目が霞ヶ浦踏切から霞ヶ浦住宅地まで、4つ目が三十刈駐車場前県道から旧県道までの4路線となります。

ナンバー7です。城内地区の公園を防災広場として整備することについて、実施設計が完了し、今回工事費が認められたものでございませう。

ナンバー8です。銭神、名籠、古浦地区の漁港施設かさ上げ事業について、実施設計の完了見込みが立ちましたことから、今回工事費が認められたものでございませう。

ナンバー9です。松島、高城、磯崎地区内6排水区のうち、実施設計の完了見込みが立った小梨屋排水区、小石浜排水区について先行して工事費が認められたものでございませう。

説明は以上でございませう。よろしくお願ひします。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第28 議案第113号 平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算  
(第3号) について (提案説明)

○議長（櫻井公一君） 日程第28、議案第113号平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について (提案説明) を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第113号平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、9月1日付職員の人事異動に伴う職員人件費及び出産予定者の増に伴う出産育児一時金等について補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第29 議案第114号 平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第29、議案第114号平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第114号平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、前年度塩釜地区介護認定審査事業負担金の精算金について補正し、一般会計へ繰り出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第30 議案第115号 平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第30、議案第115号平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第115号平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、震災対応復興業務等に係る職員の時間外手当等及び東日本大震災復興交付金事業として実施します松島地区下水道事業復興調査設計業務について補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第31 議案第116号 平成25年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第31、議案第116号平成25年度松島町水道事業会計補正予算（第2

号) について (提案説明) を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長 (大橋健男君) 議案第116号平成25年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、法定福利費の所要額を減額補正し、水道事業費用の総額を5億9,504万円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (櫻井公一君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第32 議案第117号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

○議長 (櫻井公一君) 日程第32、議案第117号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長 (大橋健男君) 議案第117号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員の大宮司光生氏が平成26年2月24日をもって任期満了となりますので、新たに瀬野尾千恵氏を教育委員会委員に任命することについて、ご同意を賜りたくご提案を申し上げます。

瀬野尾千恵氏は、資料に記載したとおりであります。昭和22年8月6日生まれで、昭和45年3月に岩手大学教育学部を卒業され、昭和47年4月に横浜市立小学校教諭として勤務されました。平成8年4月に横浜市教育委員会の指導主事を初めとして、平成10年4月に横浜市立いちょう小学校校長、平成14年4月に文部科学省派遣としてドイツ連邦デュッセルドルフ日本人学校校長、平成17年4月に横浜市二俣川小学校校長を歴任され、平成20年3月に横浜市教育委員会を定年退職されております。

平成20年4月には横浜市教育委員会で校長職で再任用となり、平成22年3月に退職、平成23年4月には藤沢市地域経営会議委員、平成24年4月には横浜市教育委員会非常勤講師・初任者教員指導主事を歴任されております。平成24年11月に本町に転入され、ボランティア活動等でご活躍をされております。

教育に関する熱意を持ち、国際的視野のもと、社会的見識を持った人格高潔な方であり、教

育委員会委員として適任者と考えております。

何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

これより議案第117号の採決を行います。

採決の方法については無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否とします。

投票の準備をさせます。

〔投票準備〕

○議長（櫻井公一君） 準備ができましたので、議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井公一君） ただいまの出席議員は議長を除き13名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、3番櫻井 靖議員、4番片山正弘議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井公一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井公一君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（櫻井公一君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

3番櫻井 靖議員、4番片山正弘議員、開票立ち会いをお願いします。

開票をしてください。

〔開 票〕

○議長（櫻井公一君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。局長。

○議会事務局長（佐藤 進君） 報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中

可とするもの 13票

否とするもの 0票

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 以上のとおり、賛成全員であります。よって、議案第117号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（櫻井公一君） お諮りします。議事運営の都合により、12月17日の1日間を休会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、12月17日の1日間を休会とすることに決定しました。

本日の日程は、全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、12月18日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後 3 時 0 1 分 散 会